

## 利益相反に関する指針

### 臨床精神神経薬理学に係る研究の利益相反に関する指針

#### 一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会

#### I. 指針の目的ならびに背景

一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会（以下日本臨床精神神経薬理学会）は、被験者の人権・生命を守り、安全に研究を実施することへの配慮から、また、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることを鑑み、「臨床精神神経薬理学に係る研究の利益相反に関する指針」を策定する。

産学連携の活性化に伴い、大学や研究機関における教育・研究という研究者本来の責務と、産学連携活動に伴い生じる個人の利益とが衝突・相反する状態が必然的・不可避免的に発生し、この状態を利益相反（conflict of interest : COI）と称する。

利益相反の状態自体は禁じるべきものではなく、資金提供者の影響下で不適切な研究が行われないようにする仕組みの構築が重要となる。

日本臨床精神神経薬理学会は、会員等の利益相反状態を適切にマネジメントすることにより、研究結果の発表やそれらの普及・啓発を、中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、臨床精神神経薬理学の進歩に貢献し、社会的責務を果たす。

#### II. 対象者

本指針は、利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し適用される。

- ① 日本臨床精神神経薬理学会会員
- ② 日本臨床精神神経薬理学会の学術集会等講演会や学会誌（CNPT）などで発表する者
- ③ 日本臨床精神神経薬理学会の役員、学術集会の会長、委員、その他これに準ずる者

#### III. 対象となる活動

日本臨床精神神経薬理学会が関わるすべての事業における活動。特に、本学会の学術集会、シンポジウム及び講演会での発表、および、学会誌（CNPT）等刊行物での発表、ガイドライン、マニュアルなどの策定、を行う研究者には、本指針を遵守することが求められる。

#### IV. 申告・開示・公開すべき事項

対象者は、自身における以下の①～⑨の事項で、別に定める基準を超える場合には、利益相反の状況を所定の様式に従い、自己申告によって正確な状況を開示する義務を負うものとする。また、対象者の配偶者、一親等の親族、収入・財産を共有する者における以下の①～⑨の事項で、別に定める基準を超える場合には、その正確な状況を学会に申

告する義務を負うものとする。なお、自己申告および申告された内容については、申告者本人が責任を持つものとする。具体的な開示・公開方法は、対象活動に応じて別に細則に定める。

- ① 企業・法人組織等の役員，顧問職，社員等への就任
- ② 株式の保有
- ③ 特許権等実施料
- ④ 会議出席・講演など労力の提供に対する支払
- ⑤ パンフレットなどの執筆・監修に対する原稿料・監修料
- ⑥ 研究費
- ⑦ 奨学寄付金
- ⑧ 寄付講座
- ⑨ その他，上記以外の学会参加等のための旅費や贈答品などの受領

## V. 細則の制定

日本臨床精神神経薬理学会は、本指針を実際に運用するために必要な細則を制定することができる。

## VI. 施行日および改正方法

本指針は2012年10月18日から1年間の試行後に施行する。本指針は、社会的影響や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。日本臨床精神神経薬理学会利益相反委員会は、理事会・評議員総会の決議を経て、本指針を審議し改正することができる。